第７章　医薬品等の供給及び薬剤師の派遣と活動

※詳細は災害時薬事関連業務マニュアルを参照してください。

１　災害時に必要とされる医薬品等

大規模災害時には，時系列的な医薬品の供給が必要となりますが，需要が見込まれる医薬品等は，表１のとおりです。

なお，人工透析液，インシュリン等の特定の医薬品確保も必要であり，また，ガスえそ抗毒素，破傷風抗毒素等の緊急時医薬品の確保についても考慮しなければなりません。

表１　災害時に必要とされる医薬品等

	発災から３日間	３日目以降	避難所生活が長期化する頃
目的	主に外科系措置 重症患者は医療機関へ搬送するまでの応急処置	主に急性疾患措置	主に慢性疾患措置 医療機関に引き継ぐまでの応急的措置
予想される傷病	多発外傷，熱傷， 挫滅傷，切創，打撲 骨折等	心的外傷後ストレス障害(PTSD)，不安症 不眠症，過労，便秘症， 食欲不振，腰痛 感冒，消化器疾患， 外傷の二次感染症等	急性疾患の他，高血圧，呼吸器官疾患，糖尿病 心臓病等
医療用	医療材料（小外科セット，縫合セット，包帯等） 細胞外液補充液（維持液，代用血漿液） 血液製剤 解熱鎮痛消炎剤（小児用含む） 抗生物質製剤（小児用含む） 滅菌消毒剤 外皮用薬 止血剤 強心剤，昇圧剤 局所麻酔剤	・同左欄の他 鎮咳剤，去たん剤（小児用含む） 止しゃ剤，整腸剤（小児用含む） 便秘薬（下剤，浣腸剤） 催眠鎮静剤，抗不安剤 口腔用塗布剤（その他の消化器官用薬） 消化性潰瘍用剤 健胃消化剤 総合感冒剤（小児用含む）	・同左欄の他 降圧剤 抗血栓用剤 糖尿病用剤（インスリン注射，経口糖尿病治療剤） 心疾患用剤 喘息治療剤 抗ヒスタミン剤（小児用含む） 寄生性皮膚疾患剤
一般用	湿布薬（鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤）（冷湿布，温湿布） 殺菌消毒薬（その他の外皮用薬） 衛生材料（ガーゼ，包帯，脱脂綿等）	・同左欄の他 催眠鎮静剤，強心剤， 便秘薬（下痢，浣腸剤） ビタミンB剤 絆創膏 マスク 目薬（眼科用剤） うがい薬（含嗽剤） 一般用総合感冒剤	・同左欄の他 胃腸薬（消化性潰瘍用剤，健胃消化剤，制酸剤，複合胃腸剤，その他の消化器官用剤） 止しゃ剤，整腸剤 鼻炎薬（耳鼻科用剤） アレルギー用薬 公衆衛生用薬

（「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」より）

２　医薬品等の供給に対する事前の備え

⑴　宮城県医薬品卸組合との協定に基づく流通備蓄

県は，宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し，緊急に必要とする医薬品，医療資機材については，医薬品卸売業者がランニングストックとして確保します。

（「非常災害用医薬品確保に関する協定書」）

⑵　関係団体との協定に基づく供給体制の整備

県及び日本産業・医療ガス協会東北地域支部，宮城県医療機器販売業協会は，災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医療用ガス等を供給できるよう，あらかじめ協議し体制を整備しておきます。

⑶　市町村と関係団体との協定に基づく供給体制の整備

市町村は，医療救護所等で使用する医薬品等を確保できるよう，宮城県地区薬剤師会とあらかじめ協議することに努めます。

⑷　医療施設における備蓄

各医療施設においては，災害発生時に入院患者等に必要な医薬品等について，可能な限り備蓄に努めるとともに，災害発生時の調達方法について，取引先の卸会社等とあらかじめ必要な協定等を締結するなど，緊急時の対策を講じておく必要があります。

３　医薬品等の供給

⑴　医薬品集積所の設置

県は，救援物資の医薬品等を集積するため，一次医薬品集積所を設けます。必要に応じて，地域保健医療調整本部ごとに二次医薬品集積所を設けます。

⑵　医薬品等の供給

県は，市町村及び県派遣の医療救護班からの要請に基づき，宮城県医薬品卸組合，日本産業・医療ガス協会東北地域本部，宮城県医療機器販売業協会，宮城県赤十字血液センター等に対し医薬品等の供給を要請します。医薬品等の供給の流れは，下図のとおりとなります。

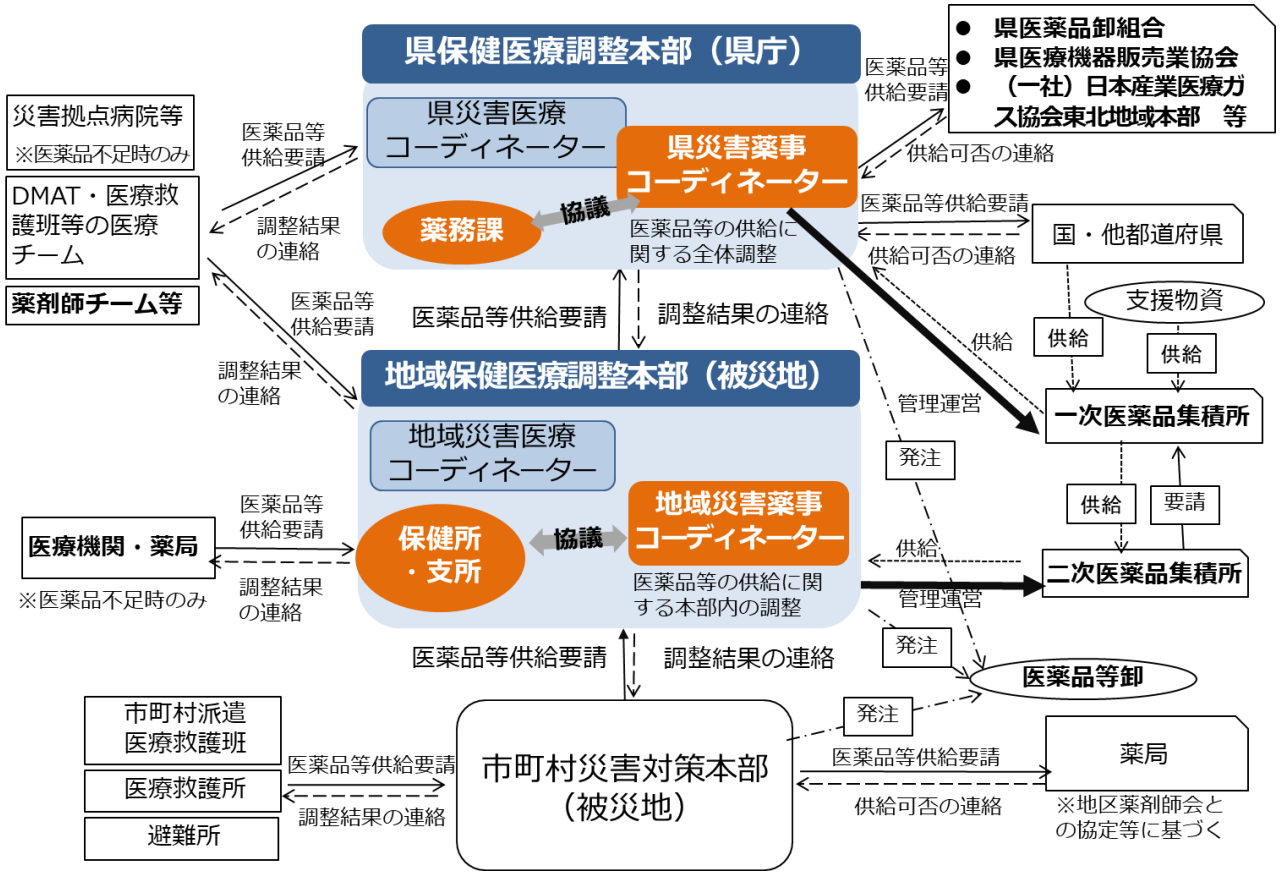

図１０：医薬品等の供給フロー

(3)　薬局等との連携

医療救護班等の医師が発行した災害処方箋により，薬局等が被災者に対して調剤された医薬品を供給します。

4　薬剤師の派遣に対する事前の備え

県は，医薬品集積所での医薬品等の仕分け，及び救護所での在庫管理，調剤，服薬指導並びにモバイルファーマシーによる医薬品供給・調剤等を行うため，宮城県薬剤師会及び宮城県病院薬剤師会等に対し，薬剤師の派遣について協力を求めます。

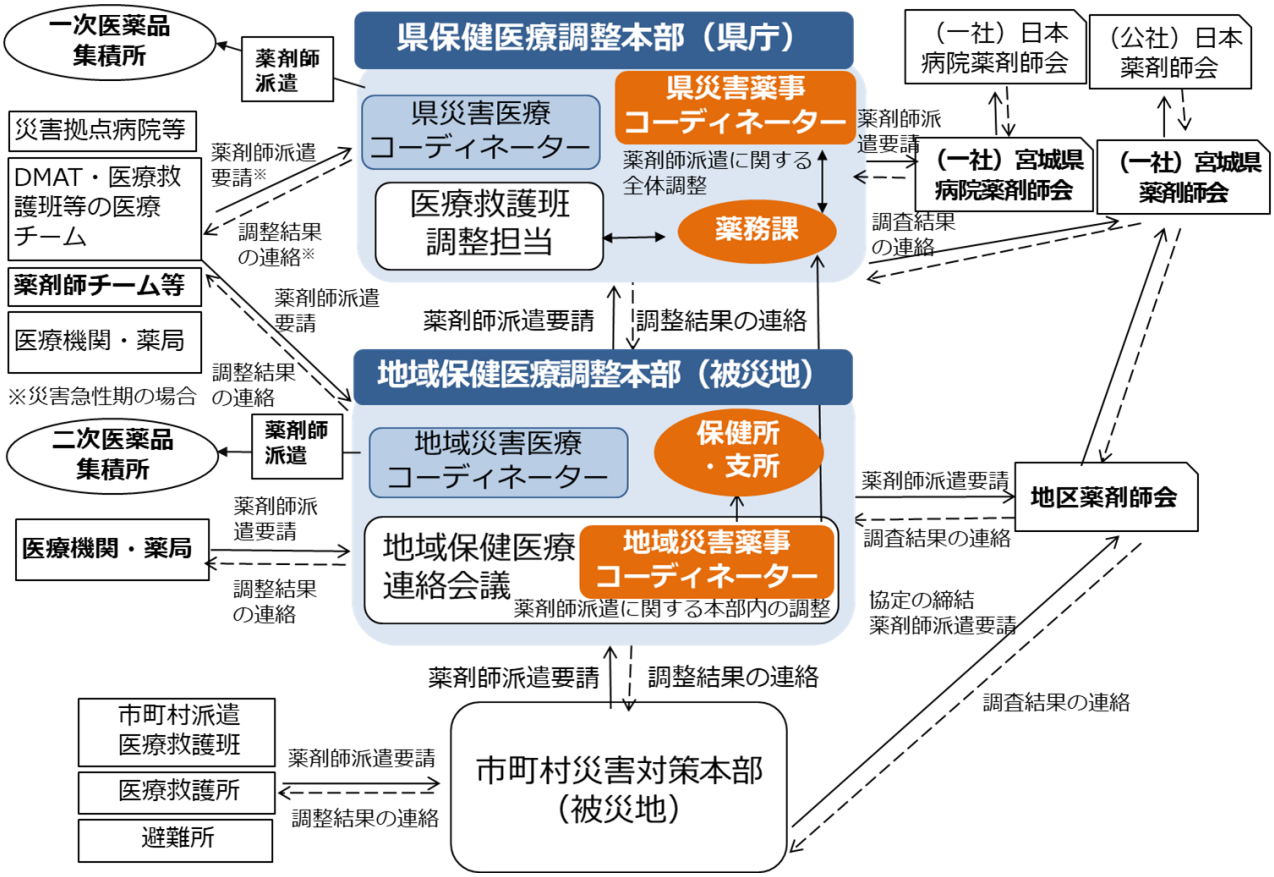

図１１：薬剤師の派遣フロー

５　モバイルファーマシー

モバイルファーマシーは，ライフライン喪失下の被災地でも散剤・水剤はじめ各種医薬品が供給（調剤）できる車両のことで，宮城県では（一社）宮城県薬剤師会が保有していいます。現在，宮城県では，モバイルファーマシーは医療救護所の一部という解釈で運用しており，保険調剤は実施できません。

県は，災害時において，市町村が設置する医療救護所の他，被災者に対する調剤が円滑に行われるよう関係機関と協議し，モバイルファーマシーの配置を検討・要請・決定します。

６　薬剤師による医療救護活動

薬剤師による医療救護活動の内容は概ね以下のとおりです。

(1)　医薬品集積所での医薬品の搬入，搬出，仕分け及び管理

(2)　ＤＭＡＴやＤＰＡＴ，医療救護班等の保健医療チームへの帯同

(3)　医療救護所等での医薬品の管理，調剤及び服薬指導

(4)　薬局等における災害処方箋による調剤及び服薬指導

(5)　薬剤師チームによる医療救護活動

(6)　医療機関，薬局等での保険調剤の応援